

# 住居確保給付金のご案内

離職等又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮する方であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失のおそれのある方を対象として家賃相当分(管理費、共益費等を除く)の住居確保給付金を支給するとともに、自立相談支援機関(福祉総合相談窓口)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

(注釈)「個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少」とは、経済社会情勢の変動による取引先企業の倒産・事業活動の制限、自然災害等などにより、当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就業機会の減少を余儀なくされた場合を指し、自らの意思で勤務日数を減らす場合や体調不良等、経済社会情勢と無関係な勤務日数の減少は対象外です。

## 1)支給額(上限額)

単身世帯:36,000円    2人世帯:43,000円    3人以上の世帯:46,600円

\*申請時の収入状況によって支給額が算定されます

## 2)支給期間

原則3か月間(一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能)

## 3)支給方法

稲沢市から大家等への代理納付

\*申請者への直接支給ではありません

## 4)受給要件

申請時に以下の(1)~(7)全ての項目に該当する方が対象となります。

(1)離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。

(2)申請日において離職等の日から2年以内※又はやむを得ない休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

※当該期間に、疾病、負傷、育児その他稲沢市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とします。

(3) 離職等又はやむを得ない休業等の前に、主たる生計維持者であった。(離職等又はやむを得ない休業等の前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離職等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)

(4) 申請時において申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の「預貯金残高及び収入」の合計が以下の表の金額以下であること。

家賃額によって収入基準額が変動します。

世帯の	人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
	合計預貯金(円)		468,000円	690,000円	840,000円
合計収入額(円)		114,000円	158,000円	186,000円	221,600円

\* 合計収入額には、公的給付を含みます。(児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については算出されません。)

また、自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)をいう。

\* 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算出されません。

\* 給与収入の場合は、税金や社会保険料天引き前の総支給額です。

(5) 公共職業安定所(ハローワーク)に求職申し込みをし、(自立に向けた活動を行う申請者は経営相談先の経営相談を受けて「自立に向けた活動計画」(参考様式10)を作成してください。なお、経営相談先のことであり、住居確保給付金申請者の経営相談には事前相談が必要となりますので、自立に向けた活動を希望される場合は福祉総合相談窓口にお問い合わせください。)誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、やむを得ない休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある事業を行う個人であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると稲沢市が認める場合は、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。

① ハローワークへの求職申込と共に月 2 回以上の職業相談等を受けること。(自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先から助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画」による取組を行ってください。原則1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。)

② 月 4 回以上、福祉総合相談窓口の面接等の支援を受けること。

③ 原則週 1 回以上求人先への応募を行う又は面接を受けること。(自立に向けた活動を行う場合を除き)

(6) 自治体等が実施する離職者等に対する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。

例えば、母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け制度等

(7) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 5)申請時の必要書類

申請時に以下の(1)～(7)全ての書類が必要です。

(1)『住居確保給付金支給申請書(様式 1-1)』\*ダウンロードができます。

(2)『住居確保給付金申請時確認書(様式 1-1A)』\*ダウンロードができます。

(3)本人確認書類(申請時は、写しと共に原本も持参してください。)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

(4)離職関係書類

・離職後等2年以内(※やむを得ない事情のある場合は最長4年以内)であることが確認できる書類の写し(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、離職先の雇い主が離職したことを証明した書類など、離職者であることが確認できる何らかの書類、自営業を廃業した者の場合は廃業届等)

※やむを得ない事情のある場合は「医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明できる書類(必要最小限のもの)の写し」

・やむを得ない休業等の方

個人の責に帰すべき理由・都合によらずに就業機会等が減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し(自然災害等により当該個人の意思にかかわらず雇用主から休業やシフトの減少を命じられたことが分かる書類、社会経済情勢の変動等による取引先企業の倒産により就労機会の減少を余儀なくされたことがわかる書類等)

(5)収入関係書類(申請時は、写しと共に原本も持参してください。要通帳記入)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者については直近3ヶ月分の収入(減収)が確認できる書類の写し。(世帯全員の減収状況を確認します。)

例)給与明細書、給与が振り込まれる通帳、雇用保険受給資格証証明書、年金手帳

\*通帳の写しは、『表紙』と『表紙の裏面』、『直近3ヶ月分のページ』が必要です。

\*eco通帳をご利用の方は、直近3ヶ月分のページを印刷して持参してください。(手書き可)

\*減収を証明する書類を用意できない場合は、福祉総合相談窓口までご相談ください。

(6)預貯金関係書類(申請時は写しと共に原本も持参してください。要通帳記入)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者すべての金融機関の通帳等の写し

\*通帳の写しは、『表紙』と『表紙の裏面』、『申請時の残高が確認できるページ』が必要です。

\*eco通帳をご利用の方は、申請時の残高が確認できるページを印刷して持参してください。

(手書き可)

(7)求職申込関係書類

ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

求職申込・雇用施策利用状況確認票(参考様式2)

自立に向けた活動を行う申請者は「自立に向けた活動計画(参考様式10)」

#### 6) その他(お願いと注意事項)

- (1) 申請手続きを速やかに行うため、全ての申請書類が整いましたら、事前に福祉総合相談窓口までご連絡ください。
- (2) 申請する際は、各書類の写しと共に原本も持参してください。
- (3) その他、必要に応じて他にも書類の提出を求める場合があります。
- (4) 全ての申請書類が提出された時点で審査を開始します。
- (5) 就労支援も希望される方は、申請時に『就労支援も希望』と申し出てください。
- (6) 虚偽申請又は不正受給が判明した場合は、即、支給を中止すると共に、これまで支給した額を徴収いたします。また、以降の住居確保給付金も支給停止となります。

#### 7) 住居確保給付金に関するお問合せ

福祉総合相談窓口 稲沢市役所 東庁舎1階 0587-32-1484

\* 住居確保給付金に関する申請手続き業務は、稲沢市社会福祉協議会が稲沢市から委託を受けて実施しております。(生活困窮者自立相談支援事業の一環)